各市町村教育委員会教育長 各教育事務所長 様

埼玉県教育委員会教育長

まん延防止等重点措置適用に関する児童生徒への適切な指導について(通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症防止の対策について、適切かつ迅速な対応をいただい ていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、本県におきましてもまん延防止等重点措置が適用されましたが、学校運営においては引き続き、感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施していくこととなりました。

児童生徒は、コロナ禍という未曽有の状況が長期にわたり継続されてきた不安とともに、 新学期を迎え、新たな学級編制などの環境の変化、自分や家族が感染するのではないかとい う不安や恐れなどにストレスを抱えていることが懸念されます。

令和2年5月22日付け教生指第75号「学校の再開における児童生徒への適切な指導について(通知)」にもありますが、生徒指導上の問題行動や課題の発生を抑止するためには、引き続き教職員が児童生徒の状況を適切に把握し、問題を一人で抱えることなく、学校全体で組織的に対応を行っていくことが重要です。

学校活動の継続にあたり、留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、各学校におかれては、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を徹底していただくようお願いします。

記

1 児童生徒の理解・心のケアについて

コロナ禍における感染拡大の傾向が懸念されるなか、感染防止対策を徹底しながら学校生活を継続していくことは、児童生徒にとって、さまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。まずは、教職員が児童生徒の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った対応を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活が送れるよう取り組むこと。

(参考資料:別添)

- ・「子供たちと向き合う先生方へ」(教職員向けリーフレット) ~子供たちが安心・安全に学校生活を送るために~
- ・「子供たちの心のケアについて」(教職員向けリーフレット) ~子供たちが示す心の症状や問題行動の背景等を読み取る配慮を~
- ・「子供のメンタルヘルスについて」(保護者・生徒向けリーフレット)
- 2 コロナ禍における生徒指導上の問題行動や課題への取組
 - (1) 感染者等に対する偏見や差別、いじめについて

感染者を特定しようとすることや、SNS等で誤った情報を発信することは児童生徒のプライバシーへの配慮を欠くとともに、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能の維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。また、そのことがいじめにつながる恐れもあることから、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達の段階に応じて適切に指導すること。

また、いじめが発生した場合には通常の対応と同様に組織として対応すること。 (参考資料)

・感染症に対する正しい知識と偏見・差別の防止

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!」

~負のスパイラルを断ち切るために~(日本赤十字社)

(URL) http://www.jrc.or.jp/activity/youth/news/200416_006157.html

いじめへの対応

「生徒指導ハンドブック I's 2019」5~38 頁

(URL) http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/handbook/handbook-is.html

- ・令和2年8月28日付け教人第99号「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」
- ・令和3年2月18日「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」 における差別的取扱い等の防止に関する規定による報告について(依頼)
- (2)SNS上の書き込み等について

ネット上の誹謗中傷などの掲載については必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼すること。

(参考資料)

- ・「生徒指導ハンドブック I's 2019」24~25頁、95頁 (URL) http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/handbook/handbook-is.html
- (3)自殺予防への取組について

新学期においては、学級編制替えで、環境や人間関係の変化等による精神的に不安定

な状況が生じることなどによって、自殺者が増える傾向にある。学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて児童生徒の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行うこと。

(参考資料)

- ・令和3年3月3日付け教生指第629号「児童生徒の自殺予防について(通知)」
- ・令和3年4月2日付け教生指第22号「児童生徒の自殺予防について(通知)」

(4)児童生徒の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図るとともに、児童生徒一人一人の個性を尊重し、児童生徒の立場に立って、現下の状況を鑑みた人間味のある温かい指導が行えるように、 指導のあり方や指導体制について改めて確認すること。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒が、再び不登校等になることもあるので、当該児童生徒の家庭との連携を図り、当該児童生徒の受け入れ体制を再確認すること。

なお、不登校等児童生徒への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育 に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて 確認のうえ、適切に対応すること。

(参考資料)

・令和元年12月3日付け教生指第354号 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

3 相談窓口について

児童生徒は、コロナ禍という未曽有の状況下においてさまざまな不安・ストレスを抱えていることが懸念されることから、学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒の心のケアに配慮すること。

(参考資料)

- ・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」(リーフレット) ~困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう~
- ・困ったときの相談窓口(県HP)

(URL) https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html

担当

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当 電 話 048-830-6745